



新 BIS 規制（株式編）

制度調査部
吉井 一洋

内部格付手法ではリスク・ウエイトを引き上げ

【要約】

2004年6月26日に公表された新 BIS 規制では、銀行等の保有株式のリスク・ウエイトが引き上げられている。新 BIS 規制は、原則として、2006年末又は2007年3月期から適用される。

標準的手法による場合は、原則100%のままである。内部格付手法による場合は、リスク・ウエイトの下限は、VAR等を用いる市場ベース方式では公開株式200%、未公開株式300%となる。融資と同じ方式（PD・LGD方式）でも売却を予定している株式の場合は、同じく公開株式200%、非公開株式は300%となる。売却を予定していない株式の場合は、公開・非公開株式共に100%が下限となるが、発行先の信用リスクに応じて、リスク・ウエイトが上昇する。

ただし、内部格付手法による場合でも、2004年9月30日までに取得したものは、10年間は標準的手法の100%のリスク・ウエイトが適用される。

2004年6月26日、バーゼル銀行監督委員会は、新しい自己資本比率規制（いわゆる新 BIS 規制）を公表した。新 BIS 規制は、原則として、2006年末（わが国は2006年第三四半期、又は2007年3月期）から適用される。融資等の内部格付手法やオペレーショナル・リスクの算出方法として先進的な手法を用いている銀行の場合は、2007年末（わが国は2007年第三四半期、又は2008年3月期）から適用される。

新 BIS 規制の概要に関しては、6月30日付の DIR 制度調査部情報「新 BIS 規制決定」で紹介している。

本レポートでは、新 BIS 規制のうち、銀行の保有株式に関する部分をとりまとめる。

・ 重大な少数持分投資や過半数を超える投資

銀行の事業法人が発行する株式への投資が重大な少数持分投資や過半数を超える投資に該当する場合は次のように取り扱われる。

以下の重要性基準、あるいはより厳しい水準を超える場合は銀行の自己資本から控除する。

個々の一般事業会社への重大な投資が銀行資本の15%以上

又は これらの投資合計額が銀行資本の60%以上

に該当しない場合...標準的手法では、100%以上のリスク・ウエイトを用いる。

内部格付手法では、下記の の4の(2)と同様の手法を用いる。

・ 一般的な保有株式

1. 適用対象

銀行の一般的な保有株式の場合は、標準的手法と内部格付手法の選択が認められている。

新 BIS 規制では、融資等に内部格付手法を採用している銀行に対しては、保有株式についても、内部格付手法の適用を求めている。さらに、融資等に内部格付手法を用いていなくても、株式がその銀行の事業にとって重要な部分を占める場合は、監督当局は、内部格付手法を用いるよう要求することもできる。

ただし、保有株式に内部格付手法の適用が義務づけられる銀行であっても、以下の場合については内部格付手法ではなく、標準的手法の適用が認められている。

内部格付手法採用行でも保有株式について標準的手法の採用が認められるケース

標準的手法における発行企業への融資等のリスク・ウエイトが 0% の場合
 ...この場合、各国の監督当局の裁量で、標準的手法を適用し、100% のリスク・ウエイトを用いることができる。

国内経済の特定のセクターへの株式投資を促進する目的で、政府が投資のために重要な助成金を提供し、何らかの形で投資に対し政府が監督と制限を行う法令上のプログラムにより行われた株式投資は、各国の監督当局の裁量で、標準的手法を適用し、100% のリスク・ウエイトを用いることができる。ただし、このような株式の合計額が Tier1 自己資本と Tier2 自己資本の合計額の 10% 以内の場合に限る。

保有株式に重要性がない場合、各国の監督当局の裁量で、標準的手法を適用し、100% のリスク・ウエイトを用いることができる。重要性がないとは、次のいずれにも該当しないことをいう。保有株式には、上記の法令上のプログラムによる株式投資は含めない。下記のいずれの下限も、各国の監督当局の裁量で引き下げることができる。

- ・ 保有株式の合計が Tier1 自己資本と Tier2 自己資本の合計の 10% 超の場合(前年度の平均値による)
- ・ 投資対象が 10 社未満のときは、保有株式の合計が Tier1 自己資本と Tier2 自己資本の合計の 5% 超の場合(前年度の平均値による)

2. 経過措置

内部格付手法を採用している銀行であっても、新基準公表時点で保有している既保有株式(その後の追加購入分は除く)に対しては、公表時点から 10 年間の適用除外、即ち標準的手法の使用が認められている。

8 月 27 日に金融庁・日本銀行から公表された Q&A では、2004 年 9 月 30 日までに取得した株式に対して、既保有株式に含める予定である旨が示されている。標準的手法の使用が認められる経過措置の適用期限は 2014 年 9 月末を想定しているものと思われる。

3. 株式の定義と金額の測定方法

わが国の銀行の場合、市場価格のある保有株式は、2001 年 9 月から「その他有価証券」として時価評価することが義務付けられている。したがって、リスク・ウエイトは時価評価額に乗じることになる。

新 BIS 規制では、株式(エクスポージャー)に含まれるか否かは、その商品の経済的実質で判断される。事業会社や金融機関(連結対象や資本から控除されるものを除く)の資産や利益に対する直接・間接の持分は、議決権の有無を問わず、株式(エクスポージャー)に含まれる。間接の持分には、株式関連デリバティブや、所有持分を発行し、主として株式投資に従事する会社、パートナーシップ、有限責任会社(LLC)等を通じた株式保有を含む。

その商品が次の要件を全て満たす場合は、株式(エクスポージャー)であるとみなされる。

償還されない(その投資の売却や投資に対する権利の売却あるいは発行体の清算以外には投資金額が回収されない)
発行体側の義務を含んでいない。
発行体の資産や所得の残余の請求権を表象している。

Tier1 自己資本に算入できるものは株式(エクスポージャー)に含まれる。

の発行体の義務を含んでいるものでも、以下のいずれかの要件を満たすものは、株式(エクスポージャー)に該当する。したがって、転換社債なども含まれる。

発行体が無期限にその決済を延期できるもの

その義務が発行体の一定数の株式発行による決済を要求する(又は発行者の裁量を許す)もの
その義務が、発行体の株式の発行(株式数は変動する)による決済を要求し(又は発行者の裁量を許し)その義務の価格変動が発行体の固定した株式数の価格変動に起因し、あるいは比例し、かつ同一方向に変動するもの。

保有者が株式での決済を要求できるオプションを有する商品で、次のいずれかに該当するもの

- ・その商品が流通するものである場合は、その商品が発行体の株式よりも負債に類似して取引されているとしてその銀行が行った証明に、監督当局が満足していない
- ・その商品が流通しない商品の場合は、その商品を負債商品として取り扱うべきとして銀行が行った証明に、監督当局が満足していない

負債商品及びその他の証券、パートナーシップ、デリバティブ、その他の株式持分の経済的実質を反映する目的で仕組まれた商品は、株式の保有として取り扱われる。例えば、その収益が株式に連動する負債は、株式の保有として取り扱われる。逆に、株式投資であっても負債や証券化エクスポージャーの経済的実質を反映する目的で仕組まれた商品は、株式の保有としては取り扱われない。

投資信託なども、株式に投資する場合は含まれる。投資信託が株式以外にも投資している場合は、ファンドの主要な投資資産が株式である場合に株式として取り扱う方法と、可能であれば、ファンドの中身に応じて、直接投資した場合と同様に取り扱う方法とが認められている。ファンドの指図内容だけがわかる場合は、ファンドを単一の投資として扱うことができる。この場合、最初に最も高い所要自己資本を要求される資産に対し、指図内容で許容された上限まで投資し、全体の投資水準が上限に達するまで、同様に投資し続けるものと仮定する。

現行の自己資本比率規制では、「その他有価証券」の株式については、ネットの未実現益の45%をTier2自己資本に算入することとしている。新BIS規制ではこの取扱いは変更していない。

4. 銀行保有株式のリスク・ウエイト

(1) 標準的手法

標準的手法に関しては、新BIS規制では変更されておらず、保有株式の金額に原則100%のリスク・ウエイトを適用する。ただし、ベンチャー・キャピタルや非公開株式など、リスクの高い投資に対しては、各国当局の裁量で150%以上のリスク・ウエイトを適用できる。

(2) 内部格付手法

内部格付手法には、融資とは異なり信用リスクよりも価格変動リスクへの対応を重視する市場ベース方式と、融資と同様の方法でリスク・ウエイトを算出するPD/LGD方式がある。前者の市場ベース方式には、さらに内部モデル方式と簡便方式とがある。

銀行が、市場ベース方式とPD/LGD方式のいずれを、どのような場合に用いるかは監督当局が決定することとされている。8月27日のQ&Aでは、いずれかの方式に一化せず、選択を認めることとしている。ただし、その場合も、実務上は、内部管理の実態に合わせた方法を選択するこ

とになるのではないかと思われる。

例えば、ある銀行が政策保有株式のうち、上場している株式を VAR、非上場株式を PD/LGD 方式で管理している場合は、公開株式は市場ベース方式、非公開株式は PD/LGD 方式によることも考えられる(ただしこのような方法を選択した場合、公開株式のリスク・ウエートの下限は 100% でなく 200% となり、負担が重くなる)。

・市場ベース方式

信用リスクのみならず、マーケット・リスクへの対応を念頭に置いた方式である。この方式は、トレーディング勘定を除く全ての保有株式に対して適用可能である。

監督当局が認めれば、異なるポートフォリオに対して内部モデル方式と簡便法のうちのいずれか異なる方法を用いることも認められる。

(a)内部モデル方式

保有期間 4 半期、信頼区間 99% (片側) の VAR に見合う自己資本の維持を義務付けている。VAR の算出に際しては長期のサンプルデータが必要とされている。

マーケット・リスク規制では、VAR による最大損失額を所要自己資本とし、その 12.5 倍(8%の逆数)を分母に算入している。内部モデル方式も同様に、VAR による最大損失額の 12.5 倍を分母に算入することとしている。さらに、この数値が、(b)の簡便法で算出した額(ただし、リスク・ウエイトは公開株式で 200%、非公開株式で 300%を用いる)以上であることを要求している。即ち、リスク・ウエートの下限が公開株式で 200%、非公開株式で 300%ということになる。この下限は、ポートフォリオレベルではなく、個々のエクスポージャーレベルで適用される。

(b)簡便法

保有株式を公開株式と非公開株式にわけ、保有額に以下のリスク・ウエイトを乗じた額を分母に算入する。リスク・ウエイトの具体的な水準は、以下のとおりである。

公開企業の株式	300%
非公開企業の株式	400%

保有株式を売りポジションやデリバティブでヘッジしており、これらの残存期間が 1 年以上である場合は、保有株式のポジションと相殺できる。それ以外の売りポジションは、買いポジションと同様に取り扱われる。

・PD/LGD方式

債務者に対して内部格付を付与し、内部格付区分ごとのデフォルト確率(PD)、債務者のデフォルト時損失率(LGD)などを考慮してリスク・ウエイトを算出する。信用リスクは期待損失と非期待損失からなるが、リスク・ウエイトは非期待損失に対応する。これを資産額にかけると、期待損失部分は、Tier 1、Tier 2 から半分ずつ控除する。

新 BIS 規制では、適用対象となる保有株式の範囲を限定していない。ただし、リスク・ウエイトの下限に次のような差を設けている。

- 売却によるキャピタル・ゲイン獲得を本来の目的としない株式
 - ...100%を最低限のリスク・ウエイトとする。(PD/LGD方式で計算したリスク・ウエイトに期待損失を 12.5 倍した金額を合計した額が 100%を下回る場合は 100%)
 - それ以外の株式(買いポジションと相殺したネットの売りポジションを含む)
 - ...PD/LGD方式で計算したリスク・ウエイトに期待損失を 12.5 倍した金額を合計した額が、市場ベース方式の簡便法の単一のリスク・ウエイト(公開株式は 200%、非公開株式は

300%を適用)を下回ってはならない。即ち、期待損失分も含めたリスク・ウエイトの下限は公開株式で200%、非公開株式で300%となる。

の売却によるキャピタル・ゲイン獲得を本来の目的としていない株式とは、公開・非公開の株式別に次の(ア)、(イ)のものを指す。わが国の銀行の政策保有株式などが該当するものと解されている模様である。わが国の場合、政策保有株式のクロス取引は、会計上、売買と認められないため、既に行われなくなってきたが、クロスに該当しなくても、益出しを行った場合は、上記の株式として取り扱われないことになる。

(ア)公開企業の株式：長期的な顧客関係の一環として投資されており、短期にキャピタル・ゲインを実現することが期待されておらず、長期的にもトレンドを上回るキャピタル・ゲインが期待されていないものを対象とする。銀行が発行体と融資ないしは一般的な銀行取引の関係にあり、デフォルト率の推計値が容易に入手できる場合がほとんどと期待されている。一般的には、最低5年超の長期にわたり保有することが期待されている。

(イ)非公開株式：投資収益がキャピタル・ゲインではない規則的かつ定期的なキャッシュ・フローに基いており、トレンドを上回る将来のキャピタル・ゲインも期待されておらず、含み益の実現も予定されていないものを対象とする。

デフォルトとは、以下の両方又はいずれかの状況を指す。

- (a)担保の処分による以外に、債務者が銀行グループに対する債務を完全に履行する可能性がほとんどないとその銀行が判断した場合
- (b)その企業が銀行グループに対する、いずれかの重要な債務において90日以上の延滞を起こしている。

保有株式の金額に乗じるリスク・ウエイトは、その企業への融資とほぼ同様の方法で算出する。ただし、融資の場合とは以下の点が異なる。

リスク・ウエイトは100%~1250%とする。

リスク・ウエイトの下限は100%とする(PD/LGD方式で計算したリスク・ウエイトに期待損失を12.5倍した金額を合計した額が100%を下回る場合は100%)

デフォルト時損失率(LGD)は90%で計算する。

融資の場合、基礎的な手法では満期を2.5年として計算しているが、保有株式の場合は満期を5年とする。

保有株式の発行会社に融資等を行っていない場合や、その会社がデフォルトを起こしているか否かを判断するために十分な情報を有していない場合、リスク・ウエイトをさらに1.5倍にする。

ただし、リスク・ウエイトの上限はあくまで1250%である(PD/LGD方式で計算したリスク・ウエイトに期待損失を12.5倍した金額を合計した額が1250%を超過する場合は1250%)。あるいは、1250%のリスク・ウエイトに乗じるかわりに、対象となる株式の保有額を自己資本から控除する。

銀行の保有株式が重要で、監督当局にPD/LGD方式を用いることが認められていても、算出されたPDの信頼性が一定の水準に達していない場合は、市場ベース方式の簡便法が適用される。

PD・LGD方式が用いられている株式をヘッジした場合は、ヘッジ取引の相手方のリスク・ウエイト(LGDは90%、満期5年で計算する)を用いることになる。

図 1 「新BIS 規制」における銀行の保有株式の取扱い

現行規制	「新B I S 規制」	
融資同様 100%のリスク・ウエイトを適用(資産保有額が100の場合は、8以上の自己資本を要求) 自己資本 資産残高×リスク・ウエイト $\frac{\quad}{\quad} \times 8\%$	銀行が標準的手法を選択する場合	現行規制と同様に100%のリスク・ウエイトを適用 ベンチャー・キャピタルや非公開株式会社については、各国の裁量で150%ないしそれ以上のリスク・ウエイトの適用も可
	銀行が内部格付手法を選択する場合 ^{注1)注2}	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>既保有株式(2004年9月30日取得分まで) 基準公表時から10年間^{注3}は標準的手法の適用可能</p> <hr/> <p>市場ベース方式^{注4} 内部モデル方式(VAR)^{注5} 簡便方式(300%、400%)^{注6} 現行規制に比べかなりの負担増となる見込み</p> <p>PD/LGD方式^{注7} リスク・ウエイトは信用力に応じて決定(融資を行っていない場合等は1.5倍) リスク・ウエイトの下限 政策投資株式等^{注8}は100% 以外の公開株式は200% 非公開株式は300% リスク・ウエイトの上限は1250%</p> </div>

開示を通じた市場規律の充実

(注1)融資等について内部格付手法を採用している銀行(内部格付手法採用行)は、保有株式についても、内部格付手法によることになる。

(注2)ただし、内部格付手法採用行も、全体の中で比重の小さいポートフォリオについては標準的手法の適用が認められる。株式ポートフォリオについては自己資本(Tier1+Tier2)の10%内に納まる場合には標準的手法の適用可。ベンチャー企業への出資等、法令上のプログラムに基づく投資についても、自己資本(Tier1+Tier2)の10%内で標準的手法の適用を認める。

(注3)2014年9月30日までの可能性あり

(注4)株価変動リスクを把握する方式

(注5)内部モデルで算出したVAR(保有期間四半期、信頼区間99%(片側))に見合う自己資本の保有を要求。リスク・ウエイトに置き直すと、公開企業は200%以上、非公開企業は300%以上のリスク・ウエイト。

(注6)公開株式の場合は300%、非公開株式の場合は400%のリスク・ウエイトによる。

(注7)融資と同様の枠組みで取り扱い、信用リスクを把握する方式

(注8)長期的な顧客関係の一般として投資されている公開株式でキャピタル・ゲインを期待されていないもの(最低5年は保有)、および非公開株式でキャピタル・ゲインが期待されていないものをいう。

図2 内部格付手法のもとでの銀行保有株式の取扱い

	価格変動リスクを把握する方式 (市場ベース方式)	信用リスクを把握する方式 (PD/LGD方式)
計算方法	<p>以下の二つのうちから銀行が選択(併用も可能)</p> <p>(a)内部モデル方式：保有期間四半期、信頼区間99%(片側)のVARに見合う自己資本の保有を求める。</p> <p>(b)簡便方式：上場株式については300%、非上場株式については400%のリスク・ウェイトを適用する。</p>	<p>発行体のデフォルト率を融資の内部格付と同様の方法で推計。 デフォルト時損失率としては90%を想定。 融資と同じリスク・ウェイト関数を適用。</p>
適用条件	<p>全ての株式に適用可</p>	<p>全ての株式に適用可</p> <p>ただし、リスク・ウェイトの下限が保有目的で異なる。</p> <p>以下の株式は100%が下限</p> <p>公開株式で、長期的な顧客関係の一環として投資されており、短期にキャピタル・ゲインを実現することが期待されておらず、長期的にもトレンドを上回るキャピタル・ゲインが予期されていないもの。銀行が発行体と融資ないし一般的な銀行取引の関係にあり、デフォルト率の推計値が容易に入手できる場合が殆どと期待される。一般的には銀行は長期(最低5年)にわたり当該株式を保有するものと期待される。</p> <p>非公開株式で、投資収益が、キャピタル・ゲインに基づかない規則的かつ定期的なキャッシュ・フローに基づくもの。トレンドを上回る将来のキャピタル・ゲインが期待されておらず、含み益の実現も予定されていないもの。</p> <p>以外の株式 公開株式は200%が下限 非公開株式は300%が下限</p>